

高齢者等の見守りネットワークづくりの推進 ～消費者トラブルから守るために～

福島県では、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止のために、地域全体で高齢者等を見守り、消費者被害に遭っているかもしれないと気づいたら、消費生活センターなどの機関へ適切につなぐことができる体制作りを促進しています。

福島県消費者安全確保地域協議会 (令和2年10月19日設置)

福島県警察本部
(生活安全企画課)

福島県消費生活課
福島県消費生活センター

福島県健康づくり推進課
福島県高齢福祉課
福島県社会福祉協議会
福島県社会福祉協議会地域福祉課
福島県生活協同組合連合会
ヤマト運輸株式会社
福島県耐震化・リフォーム等推進協議会

見守りネットワークづくり、活動を支援
消費者被害防止に関する情報提供

市町村の見守りネットワーク※
(イメージ図)

※消費者安全確保地域協議会
(消費者安全法 第11条の3)
既存の見守りネットワーク
組織を活用し、設置できる。

事務局 地方公共団体
消費者行政部局 福祉関係部局 等

情報共有

情報共有・連携

情報共有・連携

支援・協力

基幹相談
支援センター

社会福祉協議会

情報提供

居宅介護事業所
・ヘルパー

学校等
教育機関

構成員間での情報共有
(個人情報保護法例外規定)

警察

見守り活動

見守りが必要な
高齢者・障がい者等

見守り活動

宅配業者
新聞販売員
コンビニ
生協 等

保健所

民生委員

見守り
サポーター等

金融機関

消費者
団体

◎設置効果

- ・ 個人情報保護法の例外規定が適用される。
- ・ 消費者被害の情報を消費生活センターへ速やかにつなぐことができる。
- ・ 消費者被害の情報を構成員で共有することで、被害の未然防止や早期発見による被害の拡大防止が図れる。
- ・ 消費者被害の発見から必要な福祉サービスを受けていない高齢者等を発見し、福祉サービスへつなぐことができる。